

◎新潟県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、山王・新座下地区土地改良事業共同施行から区画整理事業山王・新座下地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成28年10月14日

新潟県新発田地域振興局長